

役員報酬・賞与・退職慰労金規則

（目的）

第1条 この規則は東京中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）の取締役及び監査役（以下総称として「役員」という。）の報酬その他の事項を定めたものである。

（役員の種類と適用範囲）

第2条 役員とは、株主総会で選任された取締役及び監査役をいう。

（役員報酬の決定基準）

第3条 役員報酬は、取締役及び監査役で区分して株主総会が決定する報酬総額の限度内で、会社業績、世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。

- 2 役員報酬のうち、取締役の月額報酬及び賞与は取締役会で決定し、監査役の月額報酬及び賞与は監査役協議のうえ決定する。

（手当等）

第4条 役員には、報酬のほか、通勤手当及び旅費を支給することがある。

（役員報酬の支払い）

第5条 役員は、月額報酬は、従業員給与の支給日に支給し、その他の支払いについては、別途に定めるものとする。

（役員報酬の増減額）

第6条 役員報酬に対しては、定期昇給は行なわない。ただし、同一人が再任される場合には、その任期の更改期に報酬額の増減を行なうことがある。

（役員退職慰労金の決定基準）

第7条 役員は、退職慰労金は、在任期間及び在任中の功績等を考慮して、株主総会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 本改正は、平成18年8月4日から施行する。
- 3 本改正は、平成20年9月9日から施行する。
- 4 本改正は、平成26年7月1日から施行する。